

第4回今後の産業廃棄物最終処分場の在り方検討懇話会 議事録

1 開会

○事務局 それでは定刻前ですが、皆様お集まりのようですので、これから会合を始めさせていただきますと思います。

本日は御多用の中、御参集いただきまして誠にありがとうございます。ただいまから「第4回今後の産業廃棄物最終処分場の在り方検討懇話会」を開催いたします。開会にあたりまして宮城県環境生活部長の大森から御挨拶申し上げます。

2 あいさつ

○大森部長 おはようございます。本日はこのような猛暑の中、お忙しいにも関わらず、第4回今後の産業廃棄物最終処分場の在り方検討懇話会に出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、本県における環境衛生行政の推進につきましては、日頃より格別の御協力を賜っておりますことに対しまして改めて感謝申し上げます。

本懇話会は本県における今後の産業廃棄物最終処分場の在り方について、県の基本方針を策定するにあたり関係者の皆様から幅広く御意見をいただくため、昨年11月30日に開催して以来、今回で4回目の開催となります。前3回までの懇話会では、県内の産業廃棄物最終処分場の現状や産業廃棄物の排出量、最終処分量の将来推計、公共関与での最終処分場整備の必要性、その役割や施設規模、求められる機能等について議論していただきました。これまでの御意見を踏まえた上で、本県の産業廃棄物最終処分場整備の基本方針案を作成いたしましたので、今回はこの案をたたき台として、委員皆様のそれぞれの立場や視点から御意見をいただきたいと考えております。

なお、本懇話会は今回の開催をもって最終となりますが、今後の予定といたしましては、まず、本日の御意見などを基に県としての基本方針を取りまとめます。その後、具体的な候補地の選定について、新たな懇話会を立ち上げ、改めて有識者等による意見を伺いながら検討を深めてまいりたいと考えております。

それでは、限られた時間ではございますけれども忌憚のない御意見や御助言を頂戴できればと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局 （出席者の紹介、配布資料の確認等）

3 議事

○座長 それでは議事を進めさせていただきます。委員の皆様方には、よろしく御協力お願いいたします。

本日の議事は宮城県産業廃棄物最終処分場整備基本方針（案）となっております。事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、宮城県産業廃棄物最終処分場整備基本方針（案）について説明いたします。

こちらの基本方針は、基本的に、これまでに3回開催いたしました本懇話会におい

て、県から説明させていただいた内容を網羅的にまとめた構成になっておりますが、そこに、委員の皆様からいただいた御意見を踏まえて適宜修正を加え、改めて、今回県が公共関与によって最終処分場整備を進めていくための考え方を整理いたしました。

表紙をめくってください。1 ページ目は目次となりますが、見出しが記載されております。「1 背景・趣旨」、「2 クリーンプラザみやぎを取り巻く環境」、「3 県内の産業廃棄物の現状」、「4 県内の最終処分場の現状及び残余年数」、「5 産業廃棄物総排出量・最終処分量の将来推計」、「6 公共関与による整備の必要性」、「7 次期最終処分場の役割と機能」、「8 次期最終処分場の事業主体と事業方式」、「9 候補地選定の進め方」となっております。1 から 9 まだが、前回の懇話会までに御説明させていただいた内容となっております。さらに、今回、「10 次期最終処分場整備を進めるにあたっての重要事項」という見出しを新たに付け加えさせていただいた部分がございます。こちらはのちほど御説明いたします。

それでは、各項目について順に御説明してまいりたいと存じますが、時間の都合上、一部要点のみの説明となりますことを、あらかじめ御了承ください。

2 ページ目を御覧ください。こちらには、「1 背景・趣旨」として、本懇話会の設置目的や公共関与の最終処分場整備の必要性、「2 クリーンプラザみやぎを取り巻く環境」の、(1) 経緯については、歴史的な経緯や状況を記載しております。

3 ページをお開きください。こちらには、(2) クリーンプラザみやぎの概要と、(3) 供用開始後の産廃の埋立量の実績についてグラフ等も用いて示しております。クリーンプラザみやぎを所管する宮城県環境事業公社からの聞き取り調査を行ったところ、埋立容量の残余年数は令和 7 年度末までの 6 年程度と見込まれております。

4 ページを御覧ください。こちらには、「3 県内の産業廃棄物の現状」について記載しております。県が毎年度実施している産業廃棄物実態推定調査によりますと、県内の産業廃棄物の排出量及び最終処分量は、東日本大震災以前と比較すると増加した状態にあり、平成 28 年度の排出量は約 1, 224 万トン、最終処分量は約 21 万トンとなっております。震災前後からの排出量や最終処分量の推移をグラフで示しております。ここまだが、第 1 回懇話会において御説明した内容となっております。

続いて、5 ページをお開きください。上段には、「4 県内の最終処分場の現状及び残余年数」について記載しております。

同じページの中段には、「5 産業廃棄物総排出量・最終処分量の将来推計」(1) 産業廃棄物総排出量の将来推計について記載しております。6 ページ上段に目を移していただき、グラフでもお示ししていますが、県の実態推定調査の推計値を用いた方法と、県内 GDP を用いた方法とで、トレンド推計を行った結果、令和 7 年度の県内総排出量は下限の④のところですが 846 万 1 千トンから上限の①のところでは 1, 280 万 5 千トンの範囲になると推定されました。

中段の(2) 最終処分量の将来推計について記載しております。下段に示すグラフは、最終処分量の将来推計に関するトレンドを示しており、先ほどの総排出量と同じ方法で推計を行った結果、令和 7 年度の県内の最終処分量は下限の④のところでは、1

5万9千トンから上限の①のところでは25万2千トンの範囲になると推定されました。

続いて7ページをお開きください。こちらには、(3)次期最終処分場への搬入量の将来推計について記載しております。先ほどの令和7年度の最終処分量のうち、過去の実績から、その40.4%がクリーンプラザみやぎに搬入されるものと仮定すると、次期最終処分場使用開始年度の搬入量は、6万4千トン～10万2千トンの範囲になると推定しております。

なお、この項目に関して山田委員からの御意見をその下にある四角の中に記載しております。ここでは、「推計は、数値が大きくなるケースと小さくなるケースにより幅を持たせて行うのが妥当。推計結果に影響を与える様々な要因についてはその幅の中に入ってしまうことから、個々の要因の分析は不要である。」という御意見をいただいたことから、今回のような推計方法を採用いたしました。ここまでは、第2回懇話会において説明した内容となります。

同じページ中段からは、「6 公共関与による整備の必要性」について記載しております。(1)公共関与処分場が必要である理由、これを4つ書かせていただきましたが、①県内での産業廃棄物の適正処理の推進と経済活動の発展を図るために必要であること、②災害廃棄物の受け皿を確保するため、③民間による最終処分場整備が困難となっているため、④市町村や関連業者等から公共関与処分場の整備を求める要望が多いため、となっております。

同じページ上段の点線囲みには、委員の皆様からいただいた御意見を記載しており、ここでは、「公共関与による処分場整備を進めてもらいたい」という御意見と、「県内事業者の安定した経済活動を下支えするため、管理型最終処分場は必要である」という御意見をいただきました。

中段以降に、(2)求められる機能等について記載いたしました。1つ目の産業廃棄物の最終処分場として、廃棄物の安定的な受入れや災害廃棄物を受入れするための役割が求められている状況です。また、2つ目にその他の期待される機能として、焼却や破碎等の中間処理、情報発信、人材養成及び調査研究などの機能を期待する声もありましたので、付記しております。

なお、点線囲みのおり、「中間処理施設を検討する場合には、民間事業を圧迫しないようにすること」という御意見をいただきました。

9ページをお開きください。「7 次期最終処分場の役割と機能」についてですが、(1)受入地域と処理対象物として、次期最終処分場はクリーンプラザみやぎと同様の種類の廃棄物を受入可能にするため、管理型処分場としたいと考えております。

ここでは、点線囲みのおり、委員の方から「次期最終処分場の許認可にあたっては、災害廃棄物や鳥インフルエンザ等が発生し、どうしても受け皿がない状況が起きても対応できるように、産業廃棄物の種類を限定せず、すべての許可をとっておいてもよいのではないか」という御意見がございました。

(2)処分場の規模についてですが、埋立期間を全国の公共関与処分場における埋

立計画期間の平均値である20年を目安として、埋立処分量を算定し、次期最終処分場の必要埋立容量は、約170万 m^3 ～270万 m^3 を想定したいと考えております。これについての計算方法は次の10ページの上段に記載しているとおりです。

続きまして(3)設備・附帯施設等の有無についてですが、覆蓋設備や中間処理機能等の付与に関しては、引き続き検討課題としながら、候補地の決定に向けて判断していくことにさせていただきたいと考えておりますし、併せて、その他の機能としての「情報発信」、「人材養成」及び「調査研究等」のソフト面についてもその必要性を検討してまいりたいと考えております。

点線囲みのとおり、「200万 m^3 という大規模な最終処分場となると、埋立地全体に覆蓋設備を設置するのは技術的に難しいと思う」、「覆蓋施設にこだわらずに、埋立地への雨水浸透を制御できる方法を考えていけばよい」、「一番大切なのは、クリーンプラザみやぎで現在、入ってくる廃棄物の状態からどのような施設が必要かを判断すること」といった御意見をいただきました。

11ページをお開きください。(4)跡地利用について記載しておりますが、跡地利用につきましても候補地が決定した段階で別途検討を進めてまいります。

点線囲みにあるとおり「処分場は埋立終了後の廃棄物の安定化に時間がかかるので、維持管理をしている最中にできる跡地利用を考えておく必要がある」という御意見をいただきました。

「8 次期最終処分場の事業主体と事業方式」について記載しておりますが、具体的な立地場所等を踏まえる必要あり、現時点では、判断に至るまでの情報が少ないことから、今後も検討を深めていく必要があると考えておりますし、また、事業スキームの検討に当たっては、事業主体が頻繁に変わらないことにも配慮が必要と考えております。

点線囲みのとおり「事業開始から廃止までは長期間に及ぶことから、その間に管理者が変わると、施設設置当初の思想が忘れられてしまうおそれがあるので、その思想が維持できる体制にしてほしい」、「施設の廃止まで適切に維持管理できる事業スキームを示してほしい」といった御意見をいただいております。

12ページを御覧ください。こちらには、「9 候補地選定の進め方」について記載しておりますが、点線囲みのとおり「必要埋立容量が多少確保できない用地であっても、他に適地がなければ候補地として残してもよいと思う」、「安定化が適切に進むよう、できるだけ埋立深さが深くないようにある程度広い用地を確保するべきである」といった御意見をいただきました。

最後に、「10 次期最終処分場整備を進めるにあたっての重要事項」を記載いたしました。県内産業廃棄物の適正処理を推進する観点から、クリーンプラザみやぎの埋立終了後、できる限り円滑に次期最終処分場に業務を移行させる必要がございます。また、次期最終処分場の使用開始から閉鎖までの長い期間中、浸出水の処理等の施設の維持管理を適切に実施できる事業主体を選定することから、次の事項について特に考慮すべき点として整理いたしました。

13ページをお開き願います。表の左側に、重要事項として3つの項目を記載しております。

1点目ですが適地選定・用地取得です。これは、処分場の建設工事には長い期間を要するため、法的規制や地形的制約条件による支障がない窪地や谷など、元々の形状が処分場の立地に適した場所を選定するとともに、用地取得の容易性も考慮し、工事期間を短縮できるように考慮する必要があると考えます。また、一方では周辺住民に対しては丁寧な説明に努めながら進めていく必要があると考えます。

処分場の規模については、埋立処分量の将来推計より、最低でも170万 m^3 の埋立容量を確保することが望ましいと考えますが、委員の方からの意見を踏まえて、170万 m^3 が確保できない土地であっても、他に候補地がない場合には対象とすることも検討いたします。内容の3点目として、交通アクセスの観点から幹線道路への接続等が容易なことが望ましいと考えております。

次に、2点目、排水処理についてです。処分場の維持管理のため長期間に及ぶ排水の処理は、周辺住民への影響を十分に考慮しながら、適切な処理方法を採用することが必要と考えます。

3点目は、事業主体選定についてです。本県における公共関与による最終処分場の趣旨を理解し、長期間安定して処分場を運営し、維持管理することができる事業主体を選定する必要があると考えております。この点について、これまでの実績と、全国の状況等を踏まえ、クリーンプラザみやぎの建設当初から運営及び維持管理をしている公益財団法人宮城県環境事業公社を、次期最終処分場の事業主体とする事業スキームを選択肢の1つとして考えてまいります。資料についての説明は以上です。

ここで、本日御欠席されている山田委員から、事前に御意見を3点いただいております。そのうち2点は文言の修正でしたが、あと1点について御説明させていただきます。資料の9ページを御覧ください。7(1)受入地域・処理対象物についてですが、山田委員からは、一般廃棄物の許可の取得に関する記載が一部、不明確ではないかという旨の御指摘をいただきました。2段落目に、処理対象物について記載がありますが、一般廃棄物である災害廃棄物の受入れ先となるよう位置づけするほか、全種類の産業廃棄物の受入れができるよう許可を取得することも検討すると、記載しております。これまでの文末には、なお書きにて、「次期最終処分場の種類は、クリーンプラザみやぎと同様の種類の廃棄物を受入れ可能にするため、管理型最終処分場とする」という記載がありました。文中にありますとおり、一般廃棄物の受入れや、全種類の産業廃棄物の受入れの許可を検討する」という記載をしておりますので、文脈の前後の整合性が、一部とれていなかったことから、御指摘を踏まえてなお書きの部分を削除させていただきましたので、御報告いたします。

なお、資料中にありました皆様の御意見以外にも、本日の会議での御意見等も反映させながら、県の基本方針としてまとめていきたいと考えております。また、本懇話会には、市長会会長様と町村会会長様にも御出席をいただいているところですが、県としましては、各市町村にも、個別に説明の機会と御意見を伺う必要があるものと考え

ておりました、改めてこの基本方針（案）について、各市町村に御説明の機会を得てまいりたいと考えております。このため、各市町村からの御意見も、成案には可能な限り反映させたいと考えており、この点につきましても、委員の皆様には、あらかじめ御理解をいただければ幸いです。私からの説明は以上です。

○座長 御説明ありがとうございました。それでは委員の皆様方から御質問、御意見等をいただきたいと思っております。はい、どうぞ。

○長岡委員 今の御説明があった9ページですけれども、この懇話会委員の意見として「産業廃棄物の種類を限定せず全ての」というふうに表現してあったのですが、確かに山田先生のおっしゃるとおり、「全種類の」と書くとならば廃棄物処理法を知っている人なら、20種類すべて廃酸、廃アルカリ、廃油まで、全てなのかっていうふうな疑問が出てくるかもしれないですね。ですので当然、想定しているのは管理型の最終処分場ですので、「管理型で受入れ可能な」とか、何かひとつ形容詞が必要かなという感じがしました。以上です。

○事務局 御指摘のとおりだと思いますので、御意見を参考にしながら文中の整理をさせていきたいと考えます。どうもありがとうございます。

○座長 他に御意見、御質問等ございますでしょうか。

○長岡委員 全く別のところなんですけど、13ページに適地選定のところで周辺住民に対して丁寧な説明を、というところがありますけれども、これは当然の話だと思いますが、「周辺住民」の考え方というのは、民間の最終処分場を設置するときに指導要綱や条例で敷地境界から500mとか、何らかの規制を作っていると思うんですね。それと同じ考え方でいくのか、それとも公共関与という性格から、もうちょっと広いのか、ある範囲にするのか、その周辺住民という考え方を、この段階では難しいかもしれませんが、あまり広げると収拾がつかなくなると思うので、どのような形で周辺住民を定義するのかということですが、いかがでしょうか。

○事務局 はい。この点につきましては現時点でどの範囲ということを御説明するのは、なかなか難しいかなと思っております。ただやはり、市町村とも相談しながら、あとは長岡委員からの御指摘も理解できますので、範囲の設定が広げれば広げるほど様々な御意見につながる可能性もあります。他県の事例などをお伺いすると、隣接地区の地区内、さらにその隣接地に限るとか、やり方はそれぞれ参考にできる部分があるのかなと考えております。この件につきましては、今後市町村と相談しながら、どの範囲で住民の皆様説明していくのが望ましいのか検討を進めてまいりたいと思っております。大事な視点でございます。

○座長 他に何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

○佐藤仁委員 基本方針につきましては、これでよろしいかと思っております。ただ、候補地の選定となりますと、県の職員の皆様もこれまで大変苦勞してきたのが、例えば汚染牧草の処分の在り方がありました。県から首長に何度も丁寧に説明をしていただき、首長方から大体了解ということで方向性として決まったわけでありまして。しかしながら、最終的には総論賛成・各論反対ということで地元の方々の反対運動が起きて、なかなか

当初の決定どおりにはいかなかったということがありました。ですから、今回の候補地の選定にあたっては、長岡委員が言ったように地域の方々の丁寧な説明と書いてありますが、色んな問題が当然起きてくると思います。県庁の皆様には大変御苦勞をお掛けすると思いますが、候補地の選定から決定に至るまで大変な紆余曲折があると思いますので、丁寧に地域の方々との話し合いを進めながら選定をしていただきたいというふうに、私からの経験を踏まえてのお願いということにさせていただきたいと思っております。以上です。

○座長 はい、他に御質問、どうぞ。

○神谷委員代理 代理出席させていただいている市長会でございます。基本方針につきましてはこれまで3回の検討懇話会の議論を踏まえまして、わかりやすくまとめていただいたのかなと思っております。ありがとうございました。

先ほど事務局の方から補足で御説明あったところでございますが、市長会の代表といたしまして会長の塩竈市長も懇話会の委員として参加しております。やはり進めていくには県内各市、各町村を含めて県内35市町村でございますので、十分に協議を図って理解していく必要があるのかなと思っておりますので、市町村には、お集まりいただく機会に丁寧な御説明等していただければということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○事務局 お三方からいただいたお話、やはり住民の方から理解ということ、いわゆる住民合意そういった部分を丁寧にすべきだという御意見と承りました。我々もこの辺りを、非常に慎重に且つ丁寧に行っていかなければいけない案件という認識でして、今回改めてこの部分、丁寧な説明に努めていくという記載をさせていただいております。

先行県の事例なども伺ってみますと、その場所の選定に至るまでのプロセスを非常に丁寧にしているということがわかりました。やはり1か所の候補地に絞り込む際にも地元に対する説明会を行うなど、そういったプロセスを踏まえながら結果的に絞り込むという作業を行っているということを理解したところです。

お三方からいただいた御意見を踏まえながら、今後、まず市町村に個別に説明してまいりたいと思います。そして候補地の選定という部分が難しい案件になってくるかと思っておりますが、そちらの方についても一つ一つ丁寧に、市町村との連携が必要と考えておりますので、市町村に説明しながら、その上で住民の皆様の理解を得られるように努力してまいりたいと考えております。

○座長 他に何か御質問、御意見等ございませんでしょうか。特に個別に御質問、御意見がないようでしたら、懇話会が今回最後でございますので、各委員の皆様方から順番に御意見をお伺ひしたいと思います。基本方針（案）が事務局から提示されているわけですが、これに限らず総評ということでも結構ですので、青沼委員から順番にお願いいたします。

○青沼委員 次期処分場の選定の話がありますけれども、それとは別に、実際の運営にあたってから、施設が地域住民にとっても有用なものになるということを理解していただくということがあると思いますので、是非、地域住民とのコミュニケーションスキルの高

い事業主体を選定していただきたいと思います。以上です。

- 飯塚委員代理 本日、代理で出席しておりますが、当方から出席しております岩沼委員の方に、本日の結果をしっかりと伝えていきたいと思っております。また、我々の立場といたしましては県内の経済、商工団体の一員ということでございますので、今回の取組に関しまして、我々ができること、事業者と一緒にこれから進めていきたいなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。
- 神谷委員代理 本日をもって第1段階での基本方針ということで決定をするということになったわけですが、今後とも、十分な情報共有を、県民の方を含めましてお願いしたいなと思っております。以上でございます。
- 佐藤仁委員 適正な経済活動を行っていく上では、無くてはならない施設だと思っておりますので、この基本方針どおりに進めていただきたいと思っておりますが、これはどうなのかなと思ったのは11ページの跡地利用のところですが、次期最終処分場の跡地利用については、候補地が決定した段階で別途検討するとありますが、交渉の過程となると、次にここを認めるけど、埋立てが終わったら何をどうするのかと、そういうよく出てくるケースがありますので、跡地利用については候補地が決定した段階で別途検討するというのでいいのだろうかと思っております。例えば、この点について地元説明会等で求められた時に、これから検討しますとなれば、地域理解は得られるのだろうか、少し懸念があります。その辺について、もう少し県でもいろいろと詰めていただきたいと思っております。
- 座長 ありがとうございます。このところは、考えられる跡地利用方法について情報などを整理してもらって、比較的、同時並行で考えていきながら、浸透性など地域特性が出てくると思っておりますが、前もって考えておくということを、文言的に工夫していただければと思います。それでは鈴木委員、お願いします。
- 鈴木委員 候補地選定となるとやはりこれは住民との話し合い等々が入ってくるわけで、これに要するエネルギーというのは大変なものだろうと思うんですが、これまでも民間企業が取り組んできたことを考えれば、非常にこれから困難な道を進んでいくだろうと思っておりますけども、その中の選択肢の一つとして、今現在、使用している場所の中で、昭和54年から進めて現在に至る中に処理基準というのは、当然、途中途中で変わってきているわけで、選択肢というよりも、考え方の一つとしてどうなんだろうという提案の中に、当初の埋立てしているものを掘り起こして、もう一度、その土地を活用できないものだろうかというのは以前から思っておりました。ただ、これが最初からこの構想が出るとなかなか本来進めようとしていることが出にくくなるので、情報の出し方についても気を付けていかないと駄目だろうと思っておりますけども、進め方としてはこれも一つあるだろうと。やはり場所的なものも、今ある場所は宮城県の中でも「へそ」と言われるちょうど交通アクセスのいい場所となっていますので、その辺を考慮すると、当初の第1埋立地の、その容量が約500万トンというふうになっていますので、その辺も考慮する一つなのかなというふうに考えております。以上です。
- 事務局 掘り起こしによるクリーンプラザみやぎの延命策につきましては、我々も埋立残余年数が迫ってきている中で課題の1つとして検討いたしました。ただ、当初の段階に

において、有機汚泥とかを埋立てしていたとの経緯もあり、掘り起しすることによって臭い問題が出たり、掘り起して減容し延命するのは、なかなか難しいということを判断したところでございます。

○事務局 補足ですが、排出者責任の観点がございまして、公社が掘り起して何らかの形で再処理、再委託する場合は、当時の排出者の御理解をいただく必要があるというような困難な手続きが廃棄物処理法上ありますので、実際に掘り起しというのが妥当かどうかという部分もあるので、それ以外の方法で何かないか検討を進めていきたいと思っております。

○座長 はい、それでは武山委員をお願いします。

○武山委員代理 基本方針ですが、これは賛成です。このような懇話会を設けていただいたことに関して、あといろいろな意見を吸い取ってもらったことに関して感謝申し上げます。最終処分場は無くってはならないものなので、是非、前に進めていってほしいなと思っております。以上です。

○長岡委員 普通の公共関与事業ですと概ね適地が選定されて、用地の目途がついた後あたりに事業主体を設立することが多いようですが、今回は基本方針（案）にも書いてあるとおり、公社を事業スキームの1つとするというような記載がありました。となると、事業主体となるかもしれない公社がすでに存在しているわけです。そうなった時に、どこで県の仕事と公社の仕事を業務分担していくのか。適地選定、用地交渉といった時に県が自ら行うのか、それとも事業主体を最初に決めて、その事業主体を中心にして行うのか。そういった業務分担とかバトンタッチの時期に現実的にはどう影響してくるのかなと思っております。以上です。

○事務局 非常に参考になる御意見だと思います。私どもも場所の選定と事業主体の決定の時期は重要なポイントと考えております。ただいま長岡委員の方から役割分担というお話をいただきましたが、選定にあたって、どこかの時点では県と事業主体が一緒にやるタイミングが出てくる時もあり、場所の選定の検討の中で事業主体の決定時期、これも併せて検討していく必要があると考えております。

○座長 はい。委員の皆様方から御意見を頂戴いたしましたので、適宜、適切に意見を反映させていただくという形で取りまとめをお願いします。

それでは本日の議事は以上をもって終了させていただきます。以降の進行は事務局にお返しいたします。

○大森部長 私の方から1つだけ。今回、最終回ということでもありますので、4回に渡りまして懇話会への御出席ありがとうございました。今回お示しした案についても概ね御了解をいただいたというふうに受け止めさせていただきました。

今日の御意見、これから行います各市町村の説明などそういったものを踏まえまして県としての最終的な方針を、できるだけ早く取りまとめたいと考えております。御説明していたとおり、具体的な候補地の選定というものに進んでまいりますけれども、ここがまさに正念場ということになると思っております。如何に県民の皆様のお理解を得られるかが大切なところでございますので、そこは、しっかりやっていきたいと思っております。今後も御協力を賜ればと思います。どうもありがとうございました。

4 その他

○事務局 では司会の方に進行を戻させていただきます。西村座長，ありがとうございます。

次第4，その他でございます。委員の皆様から，何かございますでしょうか。また，事務局から何かありますでしょうか。

○事務局 今回をもちまして今後の産業廃棄物最終処分場の在り方検討懇話会は終了となります。本日いただいた御意見を基に県としての整備基本方針を取りまとめいたします。

なお，先ほどお話ししましたが，基本方針取りまとめの際は，県内各市町村に対しての説明を行い，意見があった場合はその内容についても反映させる予定でございます。その後，候補地の選定にあたりましては，新たに検討懇話会を立ち上げ，改めて有識者等による意見を聞きながら議論を進めていきたいと考えております。委員の皆様には今後も御助言をいただきにお伺いすることもあります，どうぞよろしくお願い致します。どうもありがとうございました。

5 閉会

○事務局 ただ今の今後の進め方について，御確認，御質問等ございますでしょうか。

はい，なしという発言をいただきました。それでは長らく，委員の皆様からは大変貴重な御意見を賜り，誠にありがとうございました。

以上で第4回今後の産業廃棄物最終処分場の在り方検討懇話会を終了いたします。本日はありがとうございました。